

お支払いする場合・お支払いできない場合の具体的事例

事例 1 責任開始期前の発病 (入院給付金など)

○ お支払いする場合

契約後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院したとき。

✕ お支払いできない場合※

契約前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」により入院したとき。

解説

入院給付金などは、ご契約(特約)の責任開始期(復活契約の場合は復活日。以下同じ)以後に発病・発生した病気または不慮の事故によるケガを原因とするものがお支払いの対象となります。

※ご契約(特約)により、責任開始期前に発病・発生した病気または不慮の事故によるケガを原因とするものでも、責任開始期から2年間経過後のご入院や、お申込みや復活の際に責任開始期前に生じた病気やケガについてももれなく告知されていた場合は、お支払いする場合があります。

上記は、現在のご契約(特約)を解約・減額し、新たにご契約される場合も同様です。

※引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)(販売名称:医療保険Aセレクト(引受緩和型))は、契約前の持病や既往症であってもお支払いする場合があります。

事例 2 1回の入院に対する支払限度日数 (入院給付金)

1回のご入院に対して支払われる限度日数が30日となっているタイプのご契約においてご説明します。

○ お支払いする場合

「気管炎」で20日間入院したとき。

20日分すべてお支払い

20日分すべてお支払いできます。

✕ お支払いできない場合

「気管炎」で50日間入院したとき。

30日分のみお支払い
20日分はお支払いできません

支払限度日数の30日までお支払いできますが、30日を超えた部分はお支払いできません。

解説

ご契約(特約)により、1回のご入院に対して支払われる限度日数が定められている場合は、その日数を超えたご入院については、給付金はお支払いできません。

事例 3 検査のための入院 (入院給付金)

○ お支払いする場合

「血便」が出たため病院で受診したところ、医師より「原因を調べるため検査入院が必要」と言われ、入院をしたとき。

身体の異常をきっかけとした医師の指示による検査入院であるため、病気の治療の一環としてお支払いします。

✕ お支払いできない場合

定期的な健康診断の目的で人間ドックを受けるため入院をしたとき。

病気やケガの治療を目的とした入院でないため、お支払いできません。

解説

入院給付金は、病気やケガの治療を目的としてご入院した場合にお支払いします。健康診断や人間ドックなど、病気やケガの治療を目的とせず、検査を目的としてご入院した場合はお支払いできません。

ただし、何らかの身体の異常があったため病院で受診し、治療をするにあたって検査が必要であると医師の指示でご入院した場合は「治療を目的とした入院」と判断されるため、入院給付金をお支払いします。

事例 4 お支払事由に該当しない入院・手術 (ガン保険)

○ お支払いする場合

ガン保険の契約で、腫瘍摘出のために入院し、摘出した腫瘍が病理組織学的所見(生検)によりガンと診断確定されたとき。

入院・手術ともにお支払いします。

✕ お支払いできない場合

ガン保険の契約で、腫瘍摘出のために入院し、摘出した腫瘍は良性のポリープであったとき。

ガンを直接の原因とした入院・手術でないため、お支払いできません。

解説

約款では、「どういった場合に保険金・給付金をお支払いできるか」を定めています。それを「お支払事由」といいます。例えば、ガン保険においては、「ガンを直接の原因とし、ガンの治療を目的とした入院・手術であること」が「お支払事由」です。よって、ガンの治療を目的としない入院・手術はお支払対象外となります。

事例 5 所定の障害状態 (高度障害保険金など)

○ お支払いする場合

契約後に発病した「脳梗塞」によって全身の機能が低下し、**食事の摂取・排泄・その後始末、衣服の着脱・起居・歩行・入浴の全てにおいて自力では全く不可能**で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがないとき。

約款所定の障害状態に該当しますのでお支払いします。

✕ お支払いできない場合

契約後に発病した「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末・歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、**食事の摂取や衣服の着脱・起居は自力で行える**とき。

約款所定の障害状態に該当しないためお支払いできません。

解説

高度障害保険金は、責任開始期以降に発生したケガまたは病気を原因として約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。

なお、高度障害保険金のお支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。

事例 7 告知義務違反による解除 (保険金・給付金)

○ お支払いする場合

ご契約4年前の「肝硬変」での治療について、告知書に正しく告知せずに入社し、ご契約1年後に「**肝硬変**」とは**全く因果関係のない「胃ガン」**で入院したとき。

入院給付金をお支払いします。ただし、告知義務違反によりご契約は解除となります。

✕ お支払いできない場合

ご契約4年前の「肝硬変」での治療について、告知書に正しく告知せずに入社し、ご契約1年後に「**肝硬変**」を**原因とする「肝臓ガン」**で入院したとき。

告知義務違反に該当し、入院給付金をお支払いできません。また、ご契約は解除となります。

解説

ご契約の際には健康状態に関する当社の質問に対し、被保険者は正確に答えていただく必要があります。故意または重大な過失によって事実をお答えされなかったり、事実と異なる内容をお答えされた場合には、ご契約は解除となり、保険金・給付金をお支払いすることはできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、ご契約は解除となるものの、保険金・給付金はお支払いします。

上記は、現在のご契約(特約)を解約・減額して新たにご契約される場合や、ご契約を復活される場合も同様です。

事例 6 災害死亡保険金のお支払い (「お支払事由に該当してもお支払いできない場合」への該当)

○ お支払いする場合

- 被保険者の不注意
被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡したとき。
- 軽度の酒酔い状態での事故
酒に酔っていたが、横断歩道を通常歩行して、走行してきた車にはねられ死亡したとき。

災害死亡保険金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

- 被保険者の重大な過失
被保険者が危険であることを認識できる状態で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡したとき。
- 泥酔状態を原因とする事故
泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡したとき。

災害死亡保険金の免責事由に該当し、お支払いできません。

解説

約款では、お支払事由に該当してもお支払いできない場合の免責事由を定めており、そのいずれかに該当する場合にはお支払いすることはできません。

事例 8 手術給付金のお支払い

- 手術給付金…所定の手術を受けられた場合にお支払いする給付金です。

所定の手術とは、約款に定めのある手術で、**治療を目的とした手術**であることをいいます。美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

✕ 治療を目的とした手術でないもの

- 美容整形手術
- 正常分娩
- 妊娠中絶手術
- 診断、検査のための手術
- 神経ブロック(注射) など

